

協議運賃専門委員会の開催結果

1 経過

千歳相互観光バス株式会社が「泉沢向陽台線」について、令和8年4月1日より運行路線を一部延長することに伴い、運賃を設定する必要があり、運賃の取扱いが「協議運賃」となることから具体的な協議を行うに当たり、事業者より協議運賃案が提示されたため、道路運送法第9条第4項に基づいて設置した協議運賃専門委員会において協議を行い、提示された運賃については「承認」となった。

2 協議運賃（承認済み）

(1) 適用日

令和8年4月1日（水）

(2) 対象路線

泉沢向陽台線

(3) 運賃額

別紙1のとおり（対象となるのは、日本航空大学校北海道校を始終点とするもの）

3 その他

承認となった協議運賃については、令和6年12月1日に改定となった際の運賃と同等の考え方である。

4 協議運賃について

(1) 協議運賃

「協議運賃」とは、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（運賃協議会）における協議が調った運賃及び料金のこと。

【協議運賃決定におけるフロー図】



